

消費生活用製品の安全確保に向けた論点と対応 (ネット販売関係)

令和5年4月27日

産業保安グループ 製品安全課

消費生活用製品の安全確保に向けた製品安全4法を巡る論点

【海外事業者の直接販売などネット販売拡大への対応】

本日ご議論いただく論点

1. ネット販売製品の事故・リコールの課題

事後規制

- ❑ インターネットモールを通じた海外事業者の直接販売が拡大しているが、重大製品事故の報告がされておらず、適切な再発防止策が行えていない可能性がある。
- ❑ また、海外事業者の直接販売については、リコールが必要になった時の対応が難しく、何かトラブルが起きた場合に消費者利益が保護されにくいという課題もある。
- ❑ 海外事業者の直接販売については、国内に責任事業者を置くなどして、日本の消費者の利益を保護するべきではないか。

2. ネット販売での違反品への対応

違反対策・事前規制

- ❑ 国は、ネットモール運営事業者と連携して、ネット販売品の違反対策を進めてきたところであるが、違反数は高止まりしている。さらに、海外事業者の直接販売については、執行上の問題も生じている。
- ❑ 海外事業者の直接販売などについて、規制の仕組みを設けるべきではないか。

3. 玩具などの子供用製品への対応

事前規制

- ❑ ネット販売が拡大する中で、海外品の流入が容易になっており、マグネットボールのような危険な子供用製品が海外から流通している。
- ❑ 多くの国において子供用製品の規制が整備されているため、諸外国で販売できない製品が流入するおそれもある。
- ❑ 子供への事故は未然に防止するべきであり、日本でも玩具等の子供用製品を強制規格の対象にするべきではないか。

これまでの検討会でのネット販売関係の 主な指摘

第1回検討会（1/17）での主な質問と回答

- 第1回検討会の主な質問とそれへの回答・対応は以下のとおり。

質問事項	回答・対応
重大製品事故の報告は、どの程度の報告率なのか。（数字が分からなければ、どのような報告体制になっているのか）	潜在的な重大製品事故の総数は不明である。消費者庁が消費者安全法に基づく通知等で事故情報を把握した場合には、個別に事業者接触到し、重大製品事故の報告を求めている。
プラットフォームは重大製品事故をどの程度把握できているのか。	第2回検討会概要参照。
海外販売事業者の住所・電話番号は、どの程度正確なのか。	住所・電話番号の正確性の確認は困難であり、記載が正確な事業者の割合は不明である。
製品事故について国際的な情報共有や連携についての実態は。	製品安全についての他国との情報共有はOECDやバイの仕組みで実施している。
重大製品事故の増加の中で、輸入事業者が特定できるケースと、海外からの直接販売のケースの割合は。	重大製品事故として報告されている事案は、全て輸入事業者が特定できているケース。海外からの直接販売のケースで重大製品事故として報告されている事案はない。

（製品安全分野における国際連携）

- ❑ 製品安全分野での国際連携は進んでおり、製品安全誓約（プレッジ）の取り組みがその代表例。
- ❑ OECD消費者政策委員会は50年を超える歴史があり、長い国際協調の歴史がある。
- ❑ 最近では、タイ・マレーシアや韓国・台湾といったアジア諸国とも、個別の情報交換を行っている。

第1回検討会（1/17）での主なご意見（ネット販売関係）

- 事後規制に関する論点については、「事故報告がされていない点は問題なので改善すべき」、「海外事業者にきちんと法執行できるような仕組みを考えるべき」、「その際にエンフォースについても考えるべき」、といったご意見をいただいた。
- 違反对策・事前規制については、「健全な商品が流通する市場にすべき」、「届出事業者の情報を公表して欲しい」、といったご意見をいただき、全般的に「プラットフォーマーとの協力が不可欠」とのご意見を多くいただいた。

（主なご意見）

分類	ご意見
事故報告	重大製品事故の報告がされていない点は問題。しっかり報告してもらえる制度設計が重要。
	行政が相談窓口を強化し、行政に危険な製品の情報や事故情報が寄せられた場合には、政府が調査できるようにしてはどうか。
	海外事業者に国内の代表者を置いてもらい、事故の報告義務を求めても、実際にどこまでやってもらえるかというエンフォースが重要。そのためにはプラットフォーマーの協力が不可欠。
海外事業者	会社法に任せず、個別法で、海外事業者に対して法執行できるようにすべき。
	執行の同等性が内外無差別に確保されることが重要。海外事業者に国内の手当てが必要という問いかけは正しい。
	日本の安全基準を下回る海外製品は日本製品より安く作れるという意味で、競争上の問題がある。
違反对策	危険な製品を排除して、健全な商品が流通する市場を作るべきであり、改革することに賛成。
	オンラインとオフラインの事業者の公平性、国内の事業者と海外の事業者の公平性を保つ必要がある。オンラインの方が違反行為がしやすい、海外の事業者の方が違反行為がしやすい状況は是正すべき。
	届出事業者の情報をオープンデータ化してもらえれば、違反確認に協力しやすい。
その他	EUのようにフルフィルメント事業者への規制などにも踏み込んだ、突っ込んだ議論を希望。
	販売前の出品前審査や、事故防止に向けた情報提供など、DPFの協力が不可欠。
	消費者に安全性に敏感になってもらうための啓発が重要。
	非純正バッテリーなどのリチウムイオン蓄電池は多数事故を起こしており、大規模なものは輸入そのものを止めるなどの踏み込んだ措置が必要。

第2回検討会（2/8：ネットモール3社へのヒアリング）での議論概要

- ネットモール運営事業者3社へのヒアリングでは、透明化法や独占禁止法との関係もあり、出店者への対応には十分注意しながら、出店者のチェックを行っている等の説明がなされた。
- 委員からは、海外からの直接販売については、①会社法で規定されていること、②重大製品事故報告漏れや法執行上の課題があること、③何かトラブルになった際に消費者の対応が困難であること、から国内に代表者を設置すべきとの指摘があった。

質問	ネットモール各社の回答
1. 販売店や販売製品の審査・確認方法 ・ インターネットモール事業者が国内外の販売店を登録する際に、どのような審査を行っているのか。 ・ 販売店が取り扱う製品に対し、どのような審査を行っているのか。 ・ やりすぎると独禁法、取引透明化法もあるところ、どう販売店に配慮しているか。 ・ 海外製造事業者の製品を取扱う販売店や製品の実態はどの程度把握できているのか。	・ 実存性や本人性の確認を目的として、必要十分な情報を審査している。会社法上の履行義務は審査対象としていない。 ・ 一部取扱製品を出品前審査としてPSマーク取得状況を審査している。 ・ 取引透明化法に基づき、販売店と消費者のコミュニケーションのサポートを行っている。 ・ 販売店が一次小売ではないセラーの場合、製造者までたどり着くことは困難な場合が多い。
2. 製品事故の把握と対応 ・ 製品事故の把握はどのように行っており、件数はどの程度か。 ・ 製品事故の対応はどのように行っているか。	・ 多くない。顧客対応は販売店が直接行うことと関係すると推察。 ・ 消費者からの情報は確度が低く、真偽が判断できないものがある。製品事故なのか、消費者の誤使用の問題なのか、判断が難しい。
3. 国内代表者の設置 ・ 会社法で求められている国内代表者の設置を審査しない理由。 ・ 代表者の選定は会社法上の義務。海外出品者の場合、サイト上に国内の代表者を表示する欄を設けて連絡先を載せれば、消費者や政府機関も連絡できる。虚偽の代表者が登録されているならば、コンプライアンス違反となる。制度上、法令を改正して代表者についてサイトの表示を求めることもできるが、対応コスト等弊害はあるのか。 ・ 重要なのは連絡が取れる体制の確保とのことだが、連絡がつく人が海外にいと製品安全法、罰則が直接執行できず、訴訟になった場合は国内に登記がないと海外訴訟になるが、解決策があるのか。 ・ 消費者が店舗を訴えたい場合、海外事業者の店舗が日本に登記がないときの対応はどうなっているのか。	・ 販売店による特商法上の履行は確認している。 ・ 国内への登記・代表者設置は必須にはしていないが、日本語対応可能な人を設置するルールを設けている。 ・ 実存性を担保できる制度にしないと、形式的に国内代表者がいるが履行能力がなく、実態上はいないことと同じになってしまう。 ・ 海外事業者でも店舗運営責任者を置いており、連絡を密にとって対応している。 ・ 海外販売者への国内代表者の設置については、事業者によっては即対応が困難であることを懸念している。 ・ 会社法等個別法令について須く履行審査を行うのは実務上難しい。

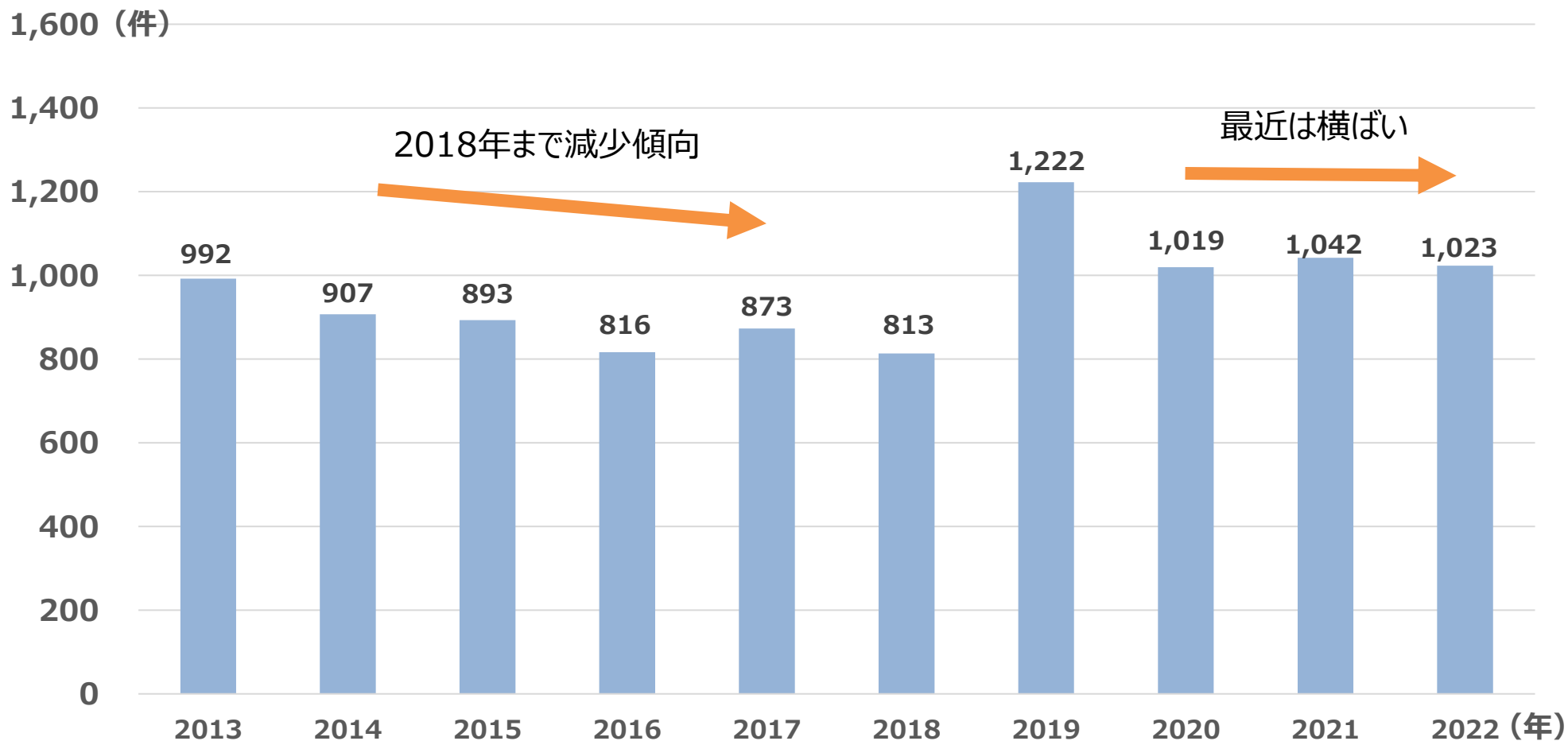
ネット販売製品を巡る課題への対応策

(事後規制・違反对応)

重大製品事故件数の推移（資料更新）

※年（1月～12月）別重大製品事故報告の受付件数ベース

- 重大製品事故件数の推移を見ると、2018年までは減少傾向だが、**2020年以降は横ばい**。
- 2019年は、リコールが発生した自転車製品の事故が多かった（1,222件のうちおよそ約3割を占める）。



出典：消費生活用製品安全法に基づいて消費者庁より製品安全課に通知された重大製品事故（事故の受付日ベース）をもとに製品安全課で集計
※消費者庁が事業者から重大製品事故報告を受理した日で計上

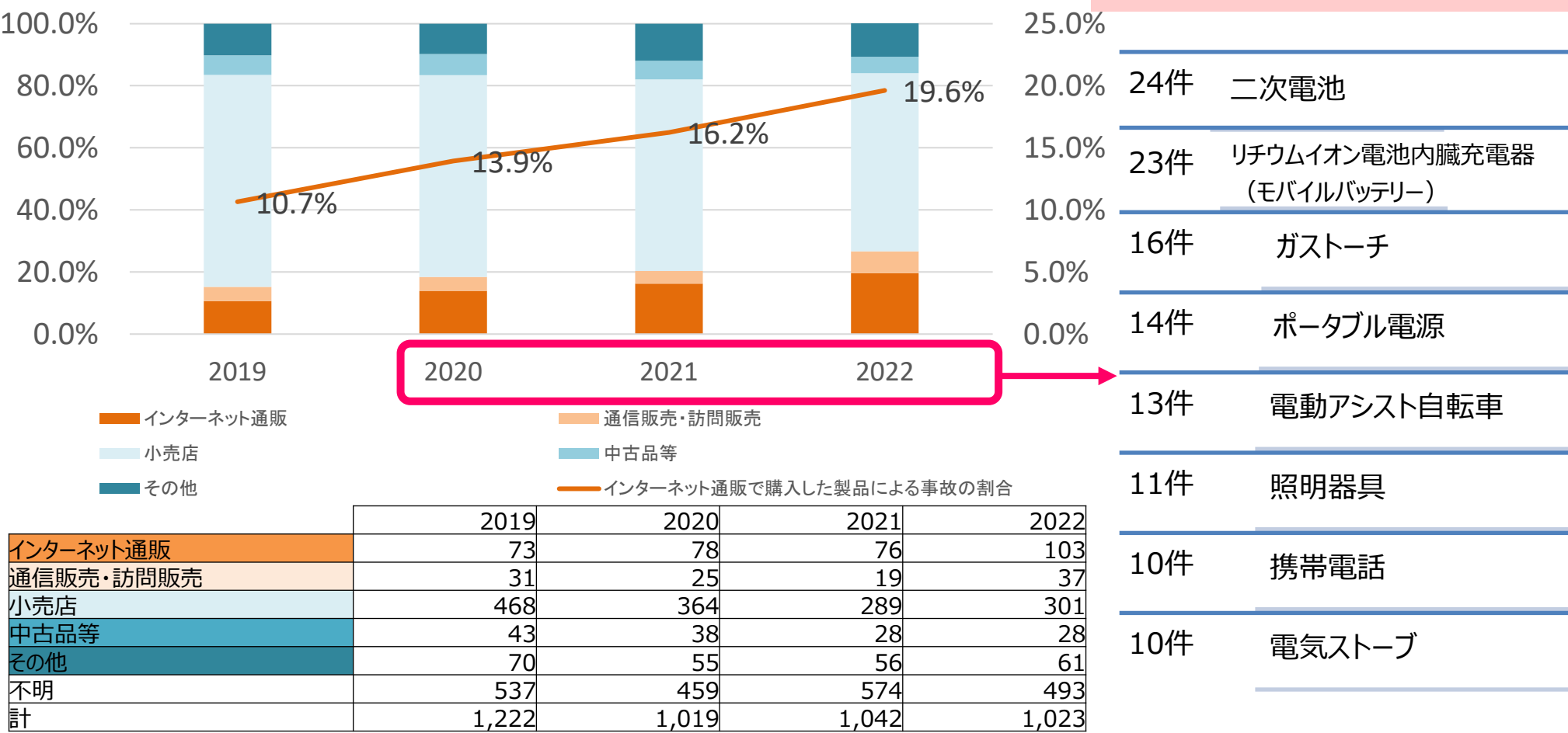
（産業構造審議会 第10回製品安全小委員会資料）

重大製品事故が起きた製品の入手先（資料更新）

- 近年、重大製品事故に占める、インターネット通販で購入した製品による事故の割合は増加傾向。

重大製品事故の製品入手経路

※重大製品事故報告のうち、入手先が判明している事故を分類しており、製品の入手先不明の事故については除外してある。

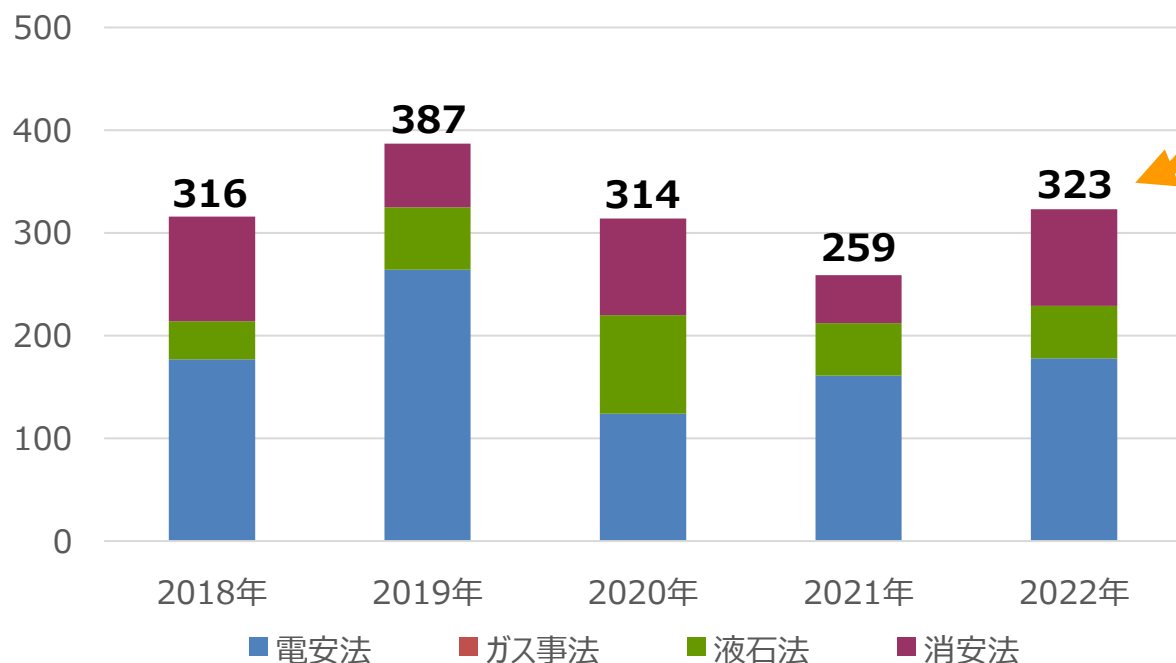


出典：消費生活用製品安全法に基づいて消費者庁より製品安全課に通知された重大製品事故（事故の受付日ベース）をもとに製品安全課で集計
(注) 各年の12月末時点の調査結果に基づいて集計したもの。 （産業構造審議会 第10回製品安全小委員会資料）

インターネットを通じた違反品販売の現状（推移）（資料更新）

- 製品安全4法に抵触するものと経済産業省が確認した違反に対して行った対応について、インターネット販売における件数は近年横ばいの状況。
- 経済産業省による監視（ネットパトロール事業）や大手インターネットモール事業者の協力を得たことで増加傾向にはなっていないが、依然として高水準で推移。

（単位：件数） インターネット販売における違反対応件数の推移



※2021年は2020年度ネットパトロール事業の結果を反映した。
※2022年は違反対応件数の計上における各法間の計上方法を統一した。

（産業構造審議会 第10回製品安全小委員会資料）

2021年度ネットパトロール事業の結果の反映

- 2021年度も、法令違反が多い品目を中心に大手インターネットモール上で**PSマークの表示の有無等に関するパトロール（ネットパトロール事業）を実施**。
- その結果、2022年は**163件**の表示違反等について**速やかな対応を行い、162件の出品削除を行うことにつなげた**（残りの1件については違反対応中）。
※2022年の323件の内、162件が2021年度ネットパトロール事業によるもの。

（2021年度ネットパトロール事業の結果）

・PSマークの表示が疑わしいもの…81件

【件数上位の5品目】

- ①乗車用ヘルメット（消安法）、②カートリッジガスこんろ（液石法）、③開放式若しくは密閉式又は屋外式液化石油ガス用ストーブ（液石法）④電気瞬間湯沸器（電安法）⑤直流電源装置（電安法）

・PSマークの表示がないもの…82件

【件数上位の5品目】

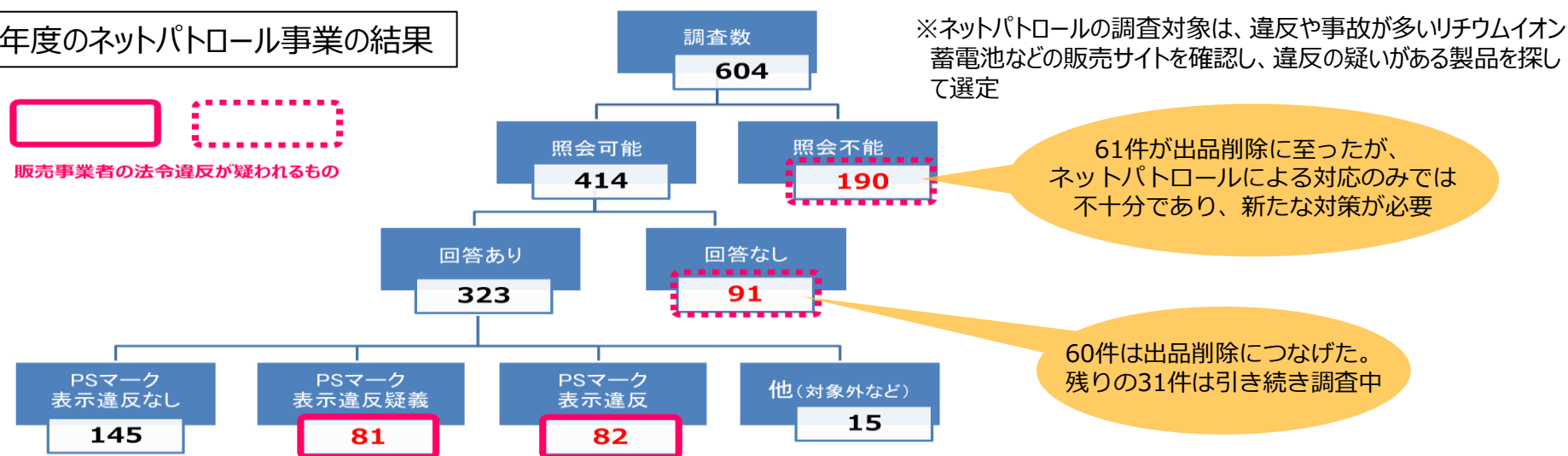
- ①リチウムイオン蓄電池（電安法）、②LED電灯器具（電安法）、③乳幼児用ベッド（消安法）、④直流電源装置（電安法）、⑤カートリッジガスこんろ（液石法）

ネットパトロール事業による違反対応の状況（資料更新）

（ネット市場における製品安全関連法対応状況等調査）

- 2021年度のネットパトロール事業では、ネットモールに出品されていた**合計604件**について調査を実施。
- 2021年度のネットパトロール事業において、出品者への確認により、違反が疑わしいものは81件、PSマーク等表示不適合のものが82件判明。合計163件が出品削除された。（**出品削除の割合は約50%。**）
- 対面の販売事業者の違反に比べ違反者が多くなっている。（※参照）
- うち、違法製品であることが疑われたものの、**計190件の案件についてはメールでの連絡ができなかった。連絡ができなかった出品者のほとんどが海外出品者。**

2021年度のネットパトロール事業の結果



出典：2021年度ネットパトロール事業の実績報告書を基に経済産業省製品安全課作成

※毎年、自治体において製品安全4法に係る販売事業者への立入検査を実施しているが、2021年度に判明した製品安全4法の違反件数は**計4件**。（2021年度の自治体による立入検査は約6,000件）

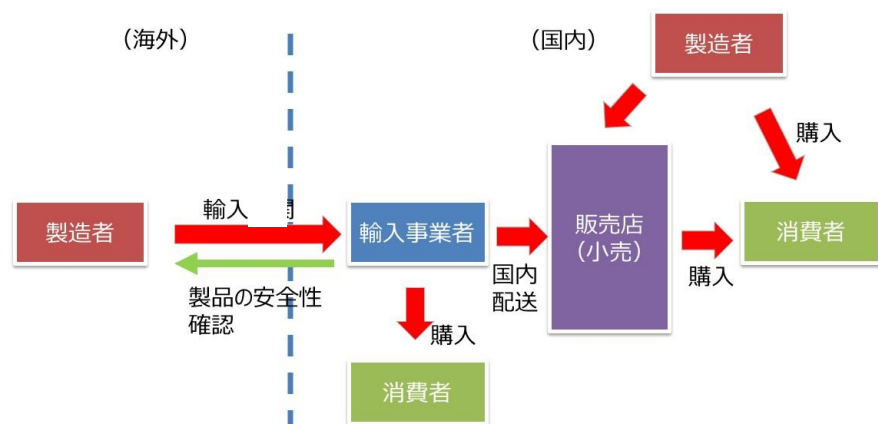
	電安法	ガス事法	液石法	消安法	計
2021年度	3	0	1	0	4

出典：自治体の立入検査実施状況報告書に基づき作成（対応が完了した件数を計上）

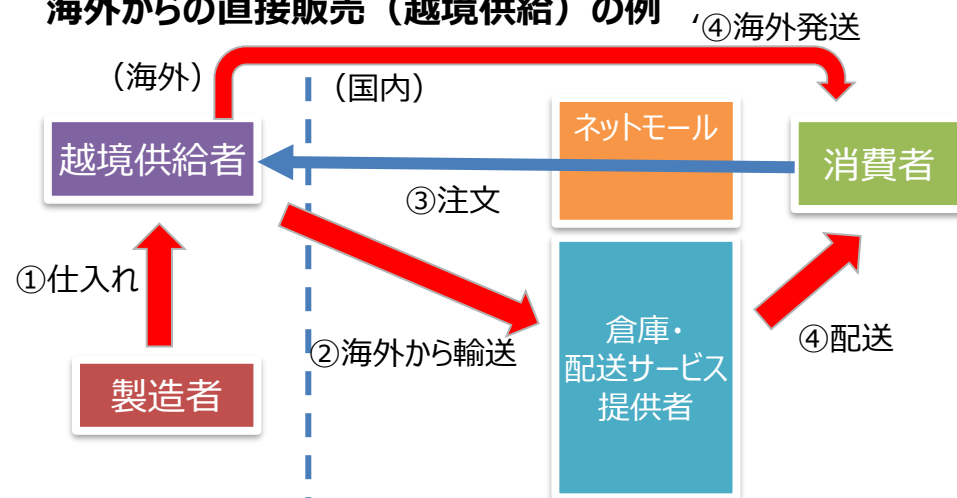
製品安全4法の執行を通じて明らかとなった課題（第1回資料更新）

- インターネット販売が増加する中、海外事業者によるインターネットモールを通じた日本の消費者への直接販売（越境供給）も増加（注）。
- こうした越境供給については、消費者ニーズを満たすメリットがある一方、消費生活用製品安全法の事故報告義務者が国内にいないと考えられるケースもあり、前ページまでの事例のように、重大製品事故の報告が行われない事案が出てきている。（インターネットモールで販売されたもので、今年度100件程度の重大製品事故（火災）が報告されていないと推定される※）
- また、越境供給については、リコールが必要となった場合の対応についても課題があるなど、何かトラブルが起きた場合に、日本の消費者の利益が保護されない等の課題が顕在化している。

法律が想定するこれまでの流通形態



海外からの直接販売（越境供給）の例



（ネットモール事業者が、倉庫・配送サービスをフルフィルメントサービスとして提供する場合もある）

※消費者安全法に基づく行政機関等からの事故報告情報を消費者庁から一部共有いただいております。当該情報を経産省にて分析して推計。（令和5年1月時点）
（製品火災の消防庁への報告様式が令和4年3月30日通知で変更され、ネット販売サイトの利用状況も報告されるようになったため、今年度報告されたネットモールで販売された製品の火災の中で、販売者が外国企業であるものなど、消費生活用製品安全法の事故報告がされていないものを抽出して推計した。）

（注）「ECサイトを通じて海外の販売者等により販売され、国内の購入者に直接配送される貨物（通販貨物）の輸入が急増し、フルフィルメントサービス（ECプラットフォーム事業者等が海外の販売者等に対して提供する国内での倉庫保管、配送等を代行するサービス）を利用して国内で販売されることを予定して輸入される貨物の輸入も目立っている。」（出典：令和4年12月15日 関税・外国為替等審議会関税分科会 資料2 p7）

海外からの直接販売（越境供給）に関連する情報（第1回資料再掲）

- 外国会社が日本で取引を継続するときは、日本における代表者（うち一人以上は日本在住）を定めることが求められており（**会社法**第817条第1項）、その場合登記をすることを求めている（同法第818条第1項）。
- 越境供給者は、日本において取引を継続して実施しているものと考えられるが、日本に代表者を置き、法人登記をしているのか不明。
- 電気通信事業法では、海外の事業者を適用対象として明確化した上で、国内における代表者又は国内における代理人の届出を求めている。

<会社法>

（外国会社の日本における代表者）

第百十七條 外国会社は、日本において取引を継続しようとするときは、**日本における代表者**を定めなければならない。この場合において、その日本における代表者のうち一人以上は、日本に住所を有する者でなければならない。

- 2 外国会社の日本における代表者は、当該外国会社の日本における業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
- 3 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。
- 4 外国会社は、その日本における代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

（登記前の継続取引の禁止等）

第百十八條 外国会社は、**外国会社の登記**をするまでは、日本において取引を継続してすることができない。

- 2 前項の規定に違反して取引をした者は、相手方に対し、外国会社と連帯して、当該取引によって生じた債務を弁済する責任を負う。

<電気通信事業法>

（電気通信事業の届出）

第十六條 電気通信事業を営もうとする者（第九条の登録を受けるべき者を除く。）は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 外国法人等にあつては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所

※2020年の電気通信事業法改正で追加された規定

論点 1 ①：越境供給（海外からの直接販売）の際の事故報告への対応

問題意識：海外からの日本の消費者への直接販売（越境供給）においても、適切に重大製品事故の報告が行われるためには、国内代表者又は国内代理人を置くなどして、日本の消費者の利益を保護するべきではないか。

①越境供給の際の事故報告とリコール

<事故報告について>

- 越境供給された製品の事故についても、適切に国に報告される仕組みを作るため、想定されうる対策は以下のとおり。
 - PSマーク対象製品の場合は、越境供給者が、**国内代表者又は国内代理人を通じて届出を行う**ことを可能とする。仮に、販売製品で重大事故が発生した場合には、**越境供給者が、国内代表者又は国内代理人を通じて国へ報告する。**
(→留意点 1)
 - PSマーク対象外製品の場合は、販売製品で重大事故が発生した場合に、**越境供給者が、ネットモール運営事業者の協力を得つつ**国へ報告する。(→留意点 2)

(留意点 1：国内代表者又は国内代理人の責任)

- 国内代表者又は国内代理人の責任・役割をどうするかが重要な論点。①越境供給者及び国等との連絡調整、②技術基準適合に係る検査記録等の写しの保存、③重大製品事故の報告、④国の立入検査等への対象化、⑤リコールの際の協力（詳細は後述）、とするのが一案。
- 国内代表者又は国内代理人は、少なくとも①日本に居住している者であること、②越境供給者と上記責任を果たすための契約を締結していること、とするのが一案。（なお、後述のとおり、越境供給者に国内代表者又は国内代理人の名称は販売ページへの表示を求め、併せて国による届出情報の名称公表を行うことを想定）

(注：一般的に国内代理人は製造物責任を負わないと考えられる)

(留意点 2：PS対象外品での事故)

- PS対象外品で越境供給者から事故報告されないケースも想定されるため、この場合、当該事故情報を国が公表し、ネットモール運営事業者等の協力によりNITEの事故調査を進める、とするのが一案。

→事故調査が進めば、その後の事故の再発防止策につなげることが可能となる。

※新たな制度の導入の際には一定の周知期間が必要

論点 1 ②：越境供給者（海外販売者）によるリコールへの対応

＜リコールについて＞

- 海外からの日本の消費者への直接販売（越境供給）された製品でリコールが必要になった場合、適切にリコールを行うために想定される対策は以下のとおり。
 - 製品を供給した責任を有する**越境供給者がリコールを行う**。
 - PSマーク対象製品については、国内代表者又は国内代理人が、国内での必要な協力（日本でのリコール実施の支援）を行う。
 - PSマーク対象外製品については、ネットモール運営事業者に協力を求め、事故の再発防止を図る。

リコールが必要な製品は、**消費者の手元から危害の恐れのある製品を隔離することが必要**であるが、越境供給者により十分な対策が講じられない懸念が残る。



（留意点 3：リコールが必要な製品の事故再発防止の実効性の確保について）

- 越境供給されたリコールが必要な製品の事故の再発防止の実効性を確保するため、以下のような対策を取るのが一案。
 - ネットモール事業者に対し、リコールが必要な製品の出品の削除の命令又は要請。
 - ネットモール事業者に対し、同製品の購入者への使用中止・廃棄の連絡を求め、事故の再発防止を図る。
 - 国は同製品の公表を行い、消費者に広く注意喚起を行う。

論点 2 : ネット販売製品の製品安全4法違反への対応

問題意識：海外からの日本の消費者への直接販売（越境供給）など、ネット販売製品の違反对策をより実効的に行うための方策として、制度的な対応の必要はないか。

②越境供給者への規制の実効性確保

- 越境供給者の製品安全4法違反について、適切に是正を行うには、以下のような対策を取るのが一案。
 - **越境供給者が製品安全4法に違反**している場合、当該製品の販売の場を提供する**ネットモール運営事業者に出品削除の命令又は要請**ができるようにする。
 - 消費者が製品安全4法に違反する製品を購入しないよう、法律上の義務に違反する行為を行った者の氏名等の**公表**を行う。

③情報の非対称性の解消

- PSマーク対象製品の販売について、違反製品が減少するために、以下のような対策を取るのが一案。
 - 消費者やネットモール運営事業者の情報の非対称性を解消するため、越境供給者に**販売サイトでの国内代表者又は国内代理人の表示**を求める（※）とともに、**国は届出事業者名（国内代表者又は国内代理人の名称含む）の公表**を行う。
 - ※ 特商法に基づき、現状、海外販売者の氏名や住所等の表示が原則行われている。
 - PSマーク対象製品の違反对策として、行政が届出事業者をきちんと特定するため、届出事業者の届出事項に、現在の住所に加えて、電子メールや電話番号も追加。

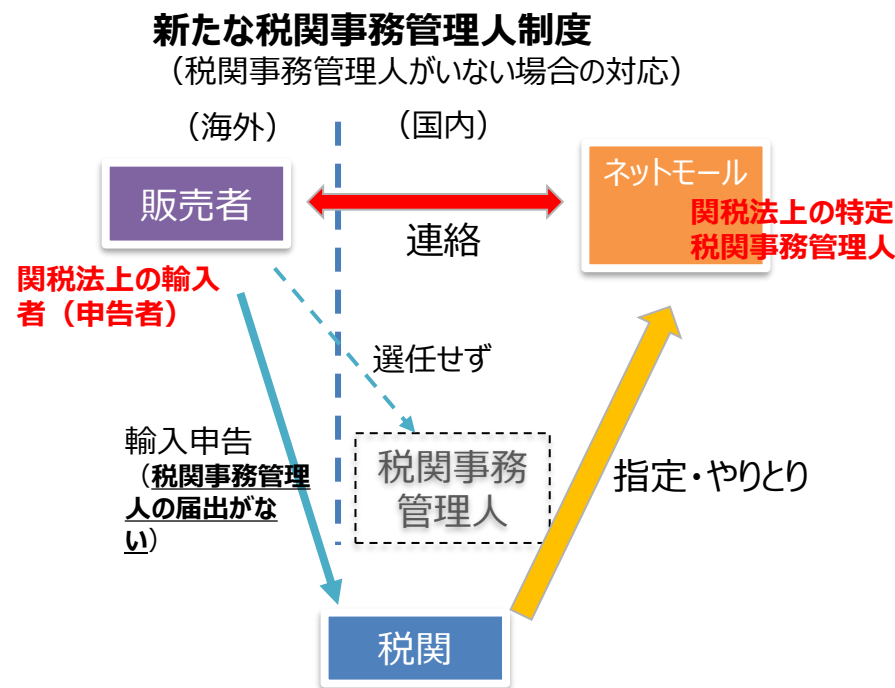
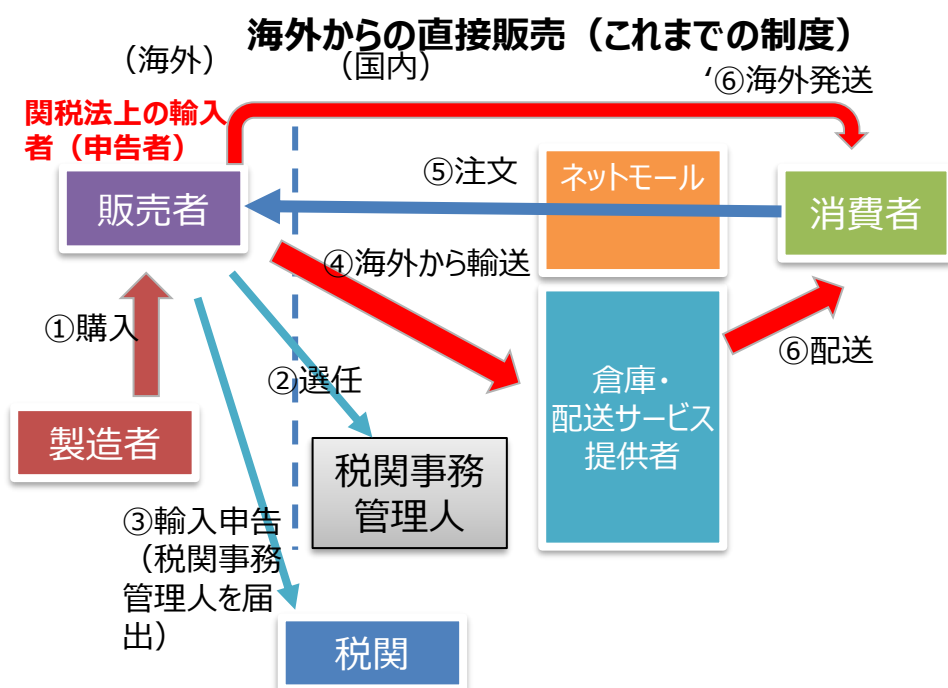
(参考) 急増する輸入貨物への対応 (財務省による税関事務管理人制度の見直し)

(背景と課題) (出典：財務省資料)

- インターネット販売が増加する中、輸入申告件数が年々増加。「フルフィルメントサービス (FS:電子商取引における倉庫保管・配送等を代行するサービス)を利用した貨物の輸入も目立つ」とのこと。
- 「輸入の時点では売買が成立しておらず取引価格が存在しない中で、インボイスに記載した不当に低い価格で輸入申告し、関税等をほ脱する事案が顕在化」とのこと。
- 非居住者が自ら輸入者となり、FS利用貨物を輸入する場合、国内に住所等を有する者を税関事務管理人として定め、税関長に届け出る必要があるが、定められていない場合がある。

(改正内容：2023年4月より)

- 輸入申告の項目に、通販貨物に該当するか否か、ネットモールで販売した場合はネットモール事業者の名称を記載。
- **税関長**が、非居住者（輸入申告者）に税関事務管理人の選定・届出を要請し、期限までに要請に応じない場合、**国内関連事業者（ネットモール事業者も対象となり得る）を税関事務管理人として指定することが可能**に。
- 指定された税関事務管理人は、税関と非居住者（輸入申告者）との間で書類の受領・送付を行う。



(財務省の公表情報を基に製品安全課にて作成)

(参考) EUの一般製品安全規則 (GPSR) について (資料更新)

- **2023年3月30日、欧州議会が一般製品安全規則 (GPSR : General Product Safety Regulation) を可決。** 欧州理事会の了承、公布の後、18ヶ月後から適用される予定。
- 一般製品安全規則は現行の一般製品安全指令 (GPSD) の改訂で、オンラインマーケットプレイス提供者を新たに定義。オンラインマーケットプレイス提供者の義務は、製品安全誓約 (プレッジ) の内容と似ている。(第20条)
- GPSRでは、**ネット販売 (遠隔販売の一つ) で海外製品の場合、責任者の名前や連絡先 (住所・メールアドレス) のサイト表示**を義務づけている。(第18条) (この場合の責任者とは、EU市場監視規則第4条で規定しているEUの製造者、輸入者、承認された代理人又はフルフィルメント・サービス・プロバイダー)
- 事故を知った場合の報告義務も新たに追加されている。(第19条)

【一般製品安全規則案の概要】 ※2022年12月末に公表されたGPSR案 (当初案から修正されたもの) を基に製品安全課作成

(遠隔販売 (distance sales) の際の義務) (第18条)

- ❑ オンライン市場などの遠隔販売を行う場合、出品者は、製造者名・住所・メールアドレス、製造者がEU外の場合は、責任者の名前・住所・メールアドレスなどがはっきりと読めるように示さなければならない。

※ EU消費者向けに出品 (offer) される場合、オンライン販売等の遠隔販売による出品は、EU市場向け供給と見なされる。(第4条)

(製品の安全性に関する事故の際の義務) (第19条)

- ❑ 製造者は、製品の使用による死亡事故等の製品起因の事故の発生を知った場合は、遅滞なく当局に届出なければならない。
- ❑ 輸入者や流通者が製品起因の事故について知った場合、遅滞なく製造者に通知しなければならない。
- ❑ 製造者がEU外の場合は、事故の発生を知った責任者が、届出を行わなければならない。

※ 責任者とは、EU市場監視規則第4条の製造者、輸入者、承認された代理人又はフルフィルメント・サービス・プロバイダー (第15条第1項)

(オンラインマーケットプレイス提供者の製品安全に関する義務) (第20条)

- ❑ オンラインマーケットプレイス提供者は、市場監視当局との1つのコンタクトポイントを設置し、登録しなければならない。
- ❑ 市場監視当局に危険製品の削除をオンラインマーケットプレイス提供者に命令する権限を付与。オンラインマーケットプレイス提供者は、当該命令を受領した時から2営業日以内に反応しなければならない。
- ❑ オンラインマーケットプレイス提供者は、自主的に危険製品の削除に努めるため、危険製品の規制情報を考慮しなければならない。オンラインマーケットプレイス提供者は講じた措置を当局に通知しなければならない。
- ❑ オンラインマーケットプレイス提供者は、消費者からの苦情等の通知に対し3営業日以内に反応しなければならない。
- ❑ オンラインマーケットプレイス提供者は、出品者が遠隔販売の際の責任事業者の情報等を表示できるようなオンラインインターフェイスを設計しなければならない。
- ❑ オンラインマーケットプレイス提供者は、製品のリスクを除去する措置を促進するため、市場監視当局や関連事業者に協力しなければならない。

（参考）EUの新たな市場監視規則（第1回資料再掲）

- EUは、EU内で流通する製品の法令遵守を進め、公共の利益を保護するため、2019年6月に新たな**市場監視規則**（Regulation on market surveillance and compliance of product）（Regulation (EU) 2019/1020）を制定。
- 同規則では、製造者、輸入者、承認された代理人、それらが不在の場合はフルフィルメント・サービス・プロバイダー（倉庫、包装、発送などのサービスの提供者）を第4条での経済運営者と定義（第4条第2項）し、製品にリスクを疑う理由がある場合の当局への通知などの義務を規定（第4条第3項）している。
- **一般製品安全規則（GPSR）とセットで、EU内の消費者に製品を供給する場合、EU域内に責任者を置くことを求めている**と言える。

<EUの市場監視規則（Regulation 2019/1020）の概要>

- 第4条では以下の4者が経済運営者（economic operator）を意味し（第4条第2項）、同条第3項の義務を負う。
 - (a) EUに設立された製造者（manufacturer）
 - (b) EUに設立された製造者がいない場合は輸入者（importer）
 - (c) 承認された代理人（authorized representative）：
製造者から書面で製造者の義務を代わりに実施する権限を委譲されたEU内に設立された者
 - (d) 上記の(a)(b)(c)がEUに不在の場合、EUに設立されたフルフィルメント・サービス・プロバイダー（fulfillment service provider）：
フルフィルメント・サービス・プロバイダーは、倉庫（warehousing）、包装（packaging）、宛名（addressing）、発送（dispatching）のうち2つ以上のサービスを行い、製品の所有権は持たず、郵便サービス（postal service）、宅配輸送サービス（parcel delivery services）、貨物輸送サービス（freight transport service）を除いた者（第3条（11））
- 市場監視当局は、経済運営者に対して、製品に関する情報提供、サプライチェーンに関する情報提供、立入検査、是正措置の実施（是正措置が不十分な場合の製品の禁止・制限や撤去・リコール含む）等の権限を有する。（第14条）

※公表されているEU市場監視規則を基に製品安全課作成

（参考）EUのデジタルサービス法（DSA）

- EUでは、デジタルサービス法（DSA : Digital Services Act）が2022年10月に公布された。2024年適用。
- DSAは、オンラインプラットフォームなどの仲介サービス提供者（intermediary service）に対して、当局からの違法コンテンツへの措置命令や情報提供命令を受けた効果の報告義務を規定。（第9条、第10条）
- 連絡先（単一窓口）や法定代理人（EUに拠点がない場合）などの設置義務を規定。（第11条～第13条）

【DSAの主な内容】

（仲介サービス提供者の責任）（第4条～第6条）

- ❑ ホスティングサービス提供者は、違法な活動やコンテンツを知らないとき、又は、知った場合に違法コンテンツの削除などの迅速な対応をしたときは、免責される。（第6条第1項）
- ❑ オンラインプラットフォームが遠隔販売を行う場合、平均的な消費者が、オンラインプラットフォーム自身によって提供されていると信じる方法で提供されている場合、免責されない。（第6条第3項）

（自主調査と法令遵守）（第7条）

- ❑ 仲介サービス提供者が、自主的に違法コンテンツの削除等を行っていること、又はEU法に従っていること、のみを理由に第4条～第6条の免責適用を受ける資格がないとはみなさない。

（一般的なモニタリング義務はない）（第8条）

- ❑ 仲介サービス提供者が送信する情報の一般的なモニタリング義務や、違法行為を示す事実等を調査する義務は課されない。

（違法コンテンツへの命令、情報提供命令）

- ❑ 仲介サービス提供者は、違法コンテンツへの措置命令を受けた場合、それへの対応を当局に報告しなければならない。（第9条）
- ❑ 仲介サービス提供者は、情報提供命令を受けた場合、それへの対応を当局に報告しなければならない。（第10条）

（透明性報告義務）（第15条）

- ❑ 仲介サービス提供者は、年に1回、違法コンテンツへの詳細な報告書を公表しなければならない。（命令の数や消費者からの通知の数等）

（犯罪行為の通知）（第18条）

- ❑ オンラインプラットフォームは、生命や安全を脅かす重大犯罪が行われる等の情報を知った場合、迅速に当局に情報提供しなければならない。

（取引業者のトレーサビリティ）（第30条）

- ❑ 遠隔販売を可能にするオンラインプラットフォームは、取引事業者の連絡先等の情報を事前に取得した場合に限り、商品を提供可能としなければならない。オンラインプラットフォームは得た情報が正確であるよう努力し、不正確であるとの情報を得た場合には取引業者にこれを是正させ、それに取引業者が応じない場合はサービス利用を中止しなければならない。得られた情報はサービス受領者が利用できるようにしなければならない。